

○金融庁告示第五十号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、高速取引行為となる情報の伝達先として金融庁長官が指定するものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十七日

金融庁長官 森 信親

- 一 株式会社東京証券取引所
- 二 株式会社大阪取引所
- 三 株式会社名古屋証券取引所
- 四 証券会員制法人福岡証券取引所
- 五 証券会員制法人札幌証券取引所
- 六 SBIジャパンネクスト証券株式会社
- 七 チャイエックス・ジャパン株式会社